

令和3年度飯豊町保育料段階的負担軽減補助金のご案内

山形県が実施する「山形県保育料無償化に向けた段階的負担軽減交付金」を活用し、0～2歳児のお子さんの令和3年9月～令和4年3月分の保育料に対して、補助金を交付します。

1 対象者

飯豊町に住所があり、次に該当する子どもの保護者

- ・0～2歳児クラスで保育の必要性が認められる子ども
- ・現在保育料を負担している世帯の子ども
- ・保護者の市町村民税所得割の合計額が97,000円未満の世帯の子ども

※市町村民税非課税世帯や3～5歳児クラスの子どもの保育料はすでに無償化されているため、本補助金は対象となりません。

2 対象施設・事業（町外の施設も対象になります）

- ・認可保育所（飯豊町内該当施設…飯豊町つばき保育園）
- ・認定こども園（飯豊町内該当施設…飯豊わくわくこども園）
- ・認可外保育施設
- ・企業主導型保育施設（飯豊町内該当施設…託児施設ぽこぽこ）
- ・児童センター
- ・幼稚園、認定こども園の2歳児預かり事業

3 補助額 別紙をご覧ください。

4 申請方法・申請期限

- ・すでに町から支給認定（3号認定）を受けて施設を利用しており、対象となる方については、町から申請書を配布しますので、申請書と通帳の写しを返信用封筒に入れて、役場または利用施設へ令和3年12月28日（火）までに提出してください。

所得の要件を確認し、9月～12月分を1月に、1月～3月分を4月にお支払いします。

なお、保育料に滞納がある場合は、納入が確認できてから補助金を交付いたします。

- ・認可外保育施設や企業主導型保育施設を利用している方で対象となる場合は申請が必要です。必要書類をお渡ししますので、役場教育総務課子育て支援室までご連絡ください。また、町のホームページでも各種書類のダウンロードをすることができます。

【問い合わせ先】

飯豊町教育総務課子育て支援室 TEL0238-87-0518（直通）